

中世盛期・低地ラングドック地方に於けるマンズ(3)

——モンプリエ地方を対象として——

桂 秀 行

Mansus in Lower Languedoc in the Central Middle Ages (3)

—The Case of the Region of Montpellier—

Katsura, Hideyuki

〈目次〉

はじめに

一 南フランス地域史研究に於けるマンズ

二 都市集落の起源とマンズ [以上第206号]

三 都市集落の形成とマンズ

(1) 都市形成をめぐる議論

(2) “*mansus amasatus*” [以上第207・208合併号]

四 都市とマンズ

(1) 都市部のサンス台帳と宿泊税台帳

(2) 都市近郊に於けるマンズの存続

おわりに [以上本号]

四 都市とマンス

(1) 都市部のサンス台帳と宿泊税台帳

LIMにはモンプリエ領主支配領に関わる多くのサンス台帳と宿泊税台帳が収録されているが¹、ここでは都市モンプリエとその郊外地に関わるもののみを取り上げて考察を加えたい。というのはそれらが、これまで述べてきたと都市部に於けるマンスの崩壊過程の結果を示しているからである。サンス台帳として33点（このうち3点には僅かに宿泊税の記述もみられる）、宿泊税台帳3点、合わせて36点の文書が研究対象となる。

まず11点は1201年3月という日付が付されており²、この時調査が組織的に行われたことを窺わせる。Blanquerieなどの街区が明記されていて対象となる地区が明確なものが6点³、Camp de Brun Sylvestreのようにおそらくかつて個人に請け負わせたサンス徴収区で、対象となる地区は特定できないもの4点⁴、そもそも地区の名称が記されていないもの1点であるが⁵、いずれにせよ住民の名前と負担すべき貨幣サンスの額が記されている。時にサンス賦課の対象となる家屋や土地などの不動産が明記されている場合もある。同じ住民の名前が同一の台帳、もしくは異なった台帳に記載されている場合も少なからずみられる。この時期になると、マンスはもはや完全に消滅していて、家屋や地片毎に地代が賦課されるサンス地が一般化している様子がみてとれるのである。

さて、上記以外の台帳には年代の記載は一切ないが、いずれにせよ12世紀後半のものとみておくのが至当であろう。残り22点のサンス台帳のうち⁶、街区が明記されているもの11点⁷、徴収区によって示されているもの3点⁸、徴収区と街区とを同時に記載対象としているもの2点⁹、地区の名称が記されていないもの6点である¹⁰。最後の6点のうち3点には上に触れたように宿泊税も若干記載されており¹¹、とりわけそのうちの2点は台帳の体裁が他

と著しく違っている¹²。この2点を除くサンス台帳については、1201年3月付の台帳による上の分析がほぼそのまま当てはまり、12世紀後半に於ける都市の集住部に於けるマンスの後退と都市的な保有形態（個別物件毎の賦課に基づくサンス地、貨幣サンス）の発達をはっきりと示しているのである¹³。

問題になるのは、留保した2点のサンス台帳である。宿泊税が若干ではあるが紛れ込んでいる他、生産物によるサンス（鶏、ガチョウ、小麦、大麦、燕麦）が目立つなどアルカイックな色彩が強い。他のサンス台帳よりも時代が古いのであろうか。それとも、対象となる物件の所在地が都市部といってもより周辺部であったためであらうか。しかし賦課単位としてもはやマンスはみられず、個人名に加えて個別物件が明記されている場合には、家屋（*domus*, *solerium*, *estare*, *mansio*）、菜園、耕地、ブドウ畑、オリーブ畑などのうちのいずれかが示されているのである。

最後に、LIMには都市モンプリエとその直接の郊外地を対象とする3点の宿泊税台帳が収録されている。すなわち、n^{os} CCXLIX, CCLXVIII, CCLXXX（以下、順に台帳①②③と表記）である。これら3点の台帳はモンプリエに於けるマンスの解体過程の最終段階を示しているように思われる。台帳①のみにマンスの記載が僅かに残っている。それは次の3例に限られる。

—*Mansum Petri Samuelis ad X milites*

—*Mansum Rotgerii Nigri ad IIII milites*

—*Mansum Gaimundi ad X milites*

これらの「マンス」は本来のマンスではなく、単に家屋や菜園などの経営の中心部分のみを指示する可能性もあろう。しかし他方それは、同じ文書に於いて17回繰り返し現れる単なる“*domus*”とははっきりと区別されているのである。

台帳②では、騎士一名分の宿泊税が体系的に1ソリドゥスに相当するもの

として、全ての宿泊税が金納化されている。したがって、この台帳が年代的に最も新しいものと推測されるのである。さらに、台帳①と構成する人物ないし家系について共通性が高いので、類似の地域を対象としているとみることができる。台帳①にみられるマンスのうち最初の事例 (*Mansum Petri Samuelis ad X milites*) について、台帳②には、それに対応するらしい次のような箇所が含まれている。

—*Mansiones Guillelmi Samueli, V sol. per V militibus*

—*Petrus Samuel frater ejus, V sol. per V militibus*

一家系内部での財産分割が問題になっているのであろうか。興味深いことに、二つの台帳で Samuel 家についての宿泊税の総額が一致している。台帳①から台帳②に移る過程で、マンスが—それが何を表すにせよ—二つの部分に分割されたのであろう。一つは家屋、もう一つは内容は記載されていないが、土地などの不動産であろうか。

(2) 都市近郊に於けるマンスの存続

以上みてきたように、都市とその直接の郊外地に於いては、12世紀後半になるとマンスは急速に後退して消滅してゆく。それは第一の都市壁が完成し、いっそうの集住＝都市化が進行してゆく過程と軌を一にしていたのである。とはいえ、それは都市の影響圏からマンスが完全に消滅したことを意味しているわけではなかったのだ。12世紀後半、いや13世紀になっても、都市近郊には少なからぬマンスの記述が史料に現れるからである。

LIMのなかにモンプリエ領主に対して負う宿泊税の台帳が合わせて10点残されているが¹⁴、うち3点は都市とその直接の郊外地に関わるもので、既に検討を加えた¹⁵。ここでは僅かに三つのマンスが検出されるだけであった。残り7点は明らかに都市外の住民を対象としている¹⁶。そのなかでは賦課単位としてマンスが圧倒的優勢を占めている。保有者名でなく地名によって示されているマンスも数多いとはいえ、現在地名に比定しうるものは必ず

しも多くはない¹⁷。そしてその幾つかは都市近郊に比定されるのである。表1は都市近郊の現在地名に比定されるマンズのリストである（それぞれの地理的位置については、本章末尾の地図2を参照のこと）。このなかで都市に最も近い事例として、Figairolasの四マンズはモンプリエのかつての囲壁から西方にほぼ1キロメートルの位置に在る今日の地区名Figuerollesに、la Peisinaのマンズは同じく西方へほぼ2キロメートルあまりの位置に在る街路名La Piscineにその名をとどめているのである。残念ながら、全ての宿泊税台帳が日付を欠いているために、これらのマンズも存在の年代を正確に定めることはできない。しかしともかく12世紀に属することは確実であり、おそらく同世紀後半である可能性が高いのである。

表1：宿泊税台帳に現れる都市モンプリエ近郊のマンズ

マンズ名	現在地名*	史料番号 [LIM]
① <i>Paleata</i>	La Paillade	CCL, CCLXXVIII
② <i>Valleta</i>	La Valette	CCL, CCLXXVII, CCLXXVIII
③ <i>Novegens</i> (4マンズ)	Jausserand	CCLI, CCLXXVIII
④ <i>Palmassanicis</i>	Pomessargues	CCLI, CCLXXVIII
⑤ <i>Figairolas</i> (4マンズ)	Figuerolles	CCLI, CCLXXVIII
⑥ <i>Carascausas</i>	Château de Fourques	CCLII
⑦ <i>Abiart</i>	Mas de Biar	CCLXXVII, CCLXXVIII, CCLXXIX
⑧ <i>Vedez</i>	St-Jean-de-Védas	CCLXXVIII
⑨ <i>La Peisina</i>	La Piscine	CCLXXVIII
⑩ <i>Sella nova</i>	Celleneuve	CCLXXVIII

(他に、Cumbis, Carboneiras, Podio agutなどが都市近郊に位置していたものと思われるが、現在地名に比定はできない)

* コミュニオン名、地区名、街路名など

12世紀末葉に於いて、都市近郊にはモンプリエ領主以外の領主が所有するマンズも史料に現れる。すなわち、メルゲイユ伯に属するLa Valetteのマンズ、*Olivo*のapendarieと*Valle Arberto*のマンズ、Boutonnet, L'Aiguelongue, Malestarの各マンズ、およびマグロヌ司教に属するBéjarguesのマンズなどである。これらのマンズはそれぞれ内部構造を垣間

見ることのできる史料を残しているので、中世盛期に於けるマンスの状況について貴重な情報をもたらしてくれる。順次考察を加えてゆこう（ここに列記したマンスのうち地理的位置が分かるものについては、本章末尾の地図2を参照）。

まず La Valette のマンス。このマンスは表1にみるようにモンプリエ領主に対して宿泊税を負っていたのであるが、それは本来の領主であるメルゲイユ伯家からの授封に起源を持っていたようである。このマンスが現れる宿泊税台帳 n° CCL には、そこに記載されている全てのマンスが伯夫人からの封であることが明記されているからである¹⁸。1171年にメルゲイユ伯夫人ベアトゥリスは Pierre de Lavalette なる者とその家族に対して、同マンスの半分を慣習税 *usaticum* 支払いの条件付きで譲渡している。acapte¹⁹として100ソリドゥス、毎年の慣習税として17ソリドゥスを支払うという条件であった。これらの金額からは、かなり大きなマンスであったことが推測されよう。マンスの他の半分は Arnaud de Lavalette とその妻が既に保有しているとされている²⁰。いずれの保有者も地区名によるマンスの名称を家名としていることから、同地に居住し互いに何らかの血縁関係を有する者たちであることが窺えるであろう。こうした点からは、レント保有者ではなくマンス保有農であると考えられるが、単なる直接生産者たる農民を想定してよいかと言えば、次にみるように微妙な問題が残るのである。

譲渡されるマンスに属する諸権利が次のように列挙されている。

—“*domibus, casalibus, molendinis, ripariis, aquis, campis, vineis, bosco, heremis, patuis, ortis, arboribus, cultis et incultis, introitibus et exitibus, hominibus, feminis, appennariis, justiciis, consiliis, firmanciis, usaticis ...*”

明らかなように、内容は建物、広大な土地（菜園、耕地、ブドウ畑などの他に、森林、荒蕪地、放牧地も含まれている）、居住民たち、居住民たちに対して行使される領主権からなっている。面白いのはそのなかに複数の

apendaries が含まれている点である。その起源を探るうえで貴重な情報であると言えよう²¹。またマンズに属する諸権利のなかには居住民に対する裁判権 (*justiciis, firmanciis*²²) も含まれている。しかしこのマンズは確実にモンプリエのバイイ管区内に在るとみられるが²³、その裁判権との関わりで、ここに記載された裁判権がどのような内容を意味するのかは必ずしも明らかではない。

さて、Pierre de Lavalette は同マンズの半分を「聖所，聖職者，騎士を除く²⁴」何人にも譲渡しえたのであるが、その場合には伯夫人は譲渡税徴収の権利を留保していた（売却ならば100ソリドゥスにつき20ソリドゥス、質入れならば100ソリドゥスにつき5ソリドゥス）。しかし他方、同 Pierre は同マンズの半分の全てないし一部分を伯夫人の承認なく（したがって譲渡税を支払うことなく）「又貸し」（サンス付譲渡）することができたのである。部分的な「又貸し」の場合には、apendarie や一部の土地を他の者に保有させサンスとして定期収入を得るのである。そしてその保有者が当該保有地を売却・質入れなどにより譲渡するときには、Pierre 自身が譲渡税を獲得できるとされている²⁵。このようにして、マンズという枠のなかで、apendarie 保有や個別的保有地が発達する。この文書はその可能性を示しているのであるが、Pierre に譲渡された段階で既にそのような内部構造が多かれ少なかれ形作られていたという事態も推測できる。というのは、「今日当該マンズの半分に属する *honor* を保有している、あるいは将来保有するであろう apendarie 保有者やその他の人々」という表現がみられるからである。そしてそのような人々が保有する *honor* を売却・質入れなどにより譲渡する場合には、伯夫人の承認は必要ではなく、Pierre が譲渡税を獲得でき、領主権や慣習税を有するとされている²⁶。いずれにせよ上記のような「又貸し」が一般化するにしたがって、Pierre はマンズ保有者であり続けるとはいえ、直接生産者としての性格を後退させ、レント保有者に近づくのである。

次に同じくメルゲイユ伯所有で都市近郊に位置するものと思われる *Olivo* の *apendarie* と *Valle Arberto* のマンスである。 *Cart. de Mag.* に収められた12世紀末葉から13世紀初頭にかけての11点の史料が関わるのであるが²⁷、それらはマンスのシステム内部に於ける個別的保有地の発達を当該時期の現実として示している。両者とも地理的位置は不明である。F.R. アムランの古地名辞典では、前者は「モンフェランの付属地」、後者は「ジュヴィニャック近辺の位置が特定できない土地」とある²⁸。前者については、表2に示した関係史料に、メルゲイユ伯領で南のメルゲイユと並ぶもう一つの拠点・北のモンフェランに設置されていたバイイが、伯権の担い手として現れることが根拠なのであろう。後者について、モンプリエに程近い小集落ジュヴィニャックとの関わりを示す根拠ははっきりしないが、*Valle Ar(i)berto* という地名がしばしばモンプリエの近郊の地区として言及されている²⁹。しかし、表2に示した *Valle Arberto* のマンスをめぐる関係史料でも、モンフェランのバイイが同じように現れているのだ。とはいえ、同バイイの管轄領域は広く、モンプリエ北側の郊外地まで及んでいたと思われるので³⁰、このことは必ずしも大きな矛盾をもたらすわけではない。とするならば、*Olivo* の *apendarie* もモンプリエ近郊に位置していた可能性も排除できない。実際、1世紀足らずの後、1273年の史料では、モンプリエ郊外に在る *Olivo* のマンスが見出せるのである³¹。かくて、アムランの古地名辞典の必ずしも一貫しない記述にも関わらず、同 *apendarie* およびマンスがいずれも都市モンプリエの近郊に位置していたとみる方が自然であると思われる。

なお、*Valle Arberto* のマンスは、先述の *La Valette* のマンスと同様、モンプリエ領主に負う宿泊税台帳 n° CCL に現れており、したがって、12世紀後半に於いて同領主が伯夫人から保有する封であったことになる³²。

さて、表2に纏めたように、伯から同 *apendarie* およびマンスを保有していた *Richel* (あるいは *Riquels*) と彼の息子 *Pons Catalan* は共同で、あるいは後者だけで、その枠内に在った計11片の土地を別々の人物にサンス

地として与え保有させているのである。その受益者はおそらく直接生産者たる農民であったのであろう。こうした多くのサンス地譲渡を通じて農地経営の極度の分散が確認できる同 *apendarie* およびマンズは、明らかに農業経営の単位としての一体性を有していない。しかし、それはなお伯の賦課租徴収の単位ではあり続けるのである。伯が徴収権を有する同 *apendarie* やマンズ全体に対する賦課租は史料には記されていないが、明らかに譲渡税などととも初発からそのまま存続していることは間違いない。さらに加えて、上位の領主である伯は *apendarie* やマンズの枠内で行われた多数のサンス付土地譲渡について、一定の領主権（譲渡税や慣習的権利³³）を自らに留保しており、先述の La Valette の場合とは違い、伯のコントロールがマンズ内部の個別的土地保有関係にまで及んでいたことが分かる。

次にやはり伯所有の三つのマンズ (*Boutonnet*, *L'Aiguelongue*, *Malestar*) について検討しよう。これらはいずれも都市北側の近郊に在った（今日 *Boutonnet* と呼ばれる地区名はかつての囲壁から北西に1キロメートル足らずの距離に在り、同じく *L'Aiguelongue* は北方およそ2キロメートルの位置に在る。最後のマンズだけは現在の地名への比定はできないが、いずれにしても前二者から遠からぬ場所に在ったものと思われる）。とりわけ *Boutonnet* と *Malestar* に関しては豊富な史料が残されており、当時のマンズの実態により深く立ち入ることができるのである。

1171年メルゲイユ伯ベルトランがギレム家傍系の *Gui Guerregiat* に対して数々の封を与えているが、そのなかに *L'Aiguelongue* と *Malestar* の両マンズが含まれていた³⁴。その際、これらのマンズに関する次のような諸権利の列記がみられる。

—*‘hominibus, feminis, feudis, feudalibus, usaticis, firmanciis, justiciis, ripariis, pascuis, cultis et incultis ...’*.

ここで注目しておきたいのは、マンズ内の幾片かの土地が「封」として「封臣」に与えられていることである。マンズ経営の一体性は既に破られている

表2 : apendarie d'Olivo および manse de Valle Arberto 内部に於けるサンス付土地譲渡

史料 (Cart. de Mag.)	譲渡者	受け手	譲渡地	manse/apendarie
n° CLXXVIII (1181年12月)	Richel Pons Catalan (fils)	Arnaud de Conchas Etiennette (femme)	une pièce de terre	in <i>appennaria</i> d' <i>Olivo</i>
n° CXCI (1188年11月)	Richels Pons Catalan (fils) Marie (femme)	Pierre Salvante Marie (femme)	<i>2quartariata</i> de terre	”
n° CXCI (1189年3月)	”	Pierre de Mortiers Guillelma (femme)	<i>1quartariata</i> de terre (inculte)	”
n° CXCI (1189年5月)	”	Bernard Matfred	une pièce de terre	”
n° CXCI (1189年5月)	”	Pierre de Bellocadrio sa femme	une pièce de terre (inculte)	”
n° CXCVI (1189年12月)	”	Pons de Regannam	une pièce de terre	”
n° CCI (1190年1月) (1196年10月)*	”	Ricard de Garriga Guilhem (fils)	une pièce de terre (inculte)	”
n° CCIV (1191年2月10日)	”	Bernard Cagola	une pièce de terre	in <i>manso</i> de <i>Valle Arberto</i>
n° CCLVI (1200年6月)	Pons Catalan	Bernard Niger Guillelma (femme)	une pièce de terre	in <i>appennaria</i> d' <i>Olivo</i>
n° CCLXII (1202年1月)	”	Guillelma de Podio Durand de Podio (neveu)	une pièce de vigne	”
n° CCLXVIII (1202年10月)	Pons Catalan Marie (femme)	Guilhem de Cumbails	une pièce de terre	”

* モンフェランのバイイ Arnaud de Pamiis が1196年10月になって、5年余り前に行われたサンス地譲渡を承認して、伯の名のもとに然るべき賦課租の徴収を行った。

中世盛期・低地ラングドック地方に於けるマンス(3)

acapte	サンス	伯側の出席者	伯の権利	他の受益者と権利
10 sous	18 d.	G. de Cambras (bayle de Montferrand) -pour le comte	<i>consilium</i> 2 sous <i>arendaria</i> 6d. <i>vicaria</i> ** 3 d.	
16 sous	3 sous	Bertrand de Conilleiras -pour le comte et le bayle de Montferrand	<i>consilium</i> 3 1/2 sous <i>vicarii</i> ** 6 d.	
5 sous	1 setier d'orge (3 ans après)	G. de Nuce (bayle de Montferrand)	<i>consilium</i> 8 d.	
11 sous	3 d.	Raimond de Salvannanicis (bayle de Montferrand) -pour le comte	<i>consilium</i> 4 d.	
6 sous	1 hémine d'orge 1 obole (4 ans après)	R. de Salvannicis (bayle de Montferrand) -pour le comte	<i>consilium</i> 18 d.	
17 sous	1 setier d'orge 8 d. (1 an après)	R. de Salvannanicis (bayle de Montferrand) -pour le comte	<i>consilium</i> 3 sous <i>vicarii</i> 8 d.	
3 sous	3 hémines d'orge 3 oboles	Arnaud de Pamiis (bayle de Montferrand) -pour le comte	<i>consilium</i> 8 d. <i>druderii</i> 4 d. <i>vicarii</i> 2 d.	
10 1/2 livres	6 d.	Arnaud Amalric -pour le comte et le bayle de Montferrand	<i>consilium</i> 16 sous <i>druderii</i> 3 sous	
19 sous	1 setier d'orge 1 d.	R. de Pamiis -pour le comte et le bayle de Montferrand (frère de R. de Pamiis)	<i>consilium</i> 3 sous <i>druderi</i> 8 d. <i>vicarii</i> 4 d.	R. Arrea ...tretzenum 3 d.
3 sous	1 hémine d'orge 1 charge de raisin (<i>gardia</i>) 1 d.	R. de Pamiis -pour le comte et le bayle de Montferrand (frère de R. de Pamiis)	<i>consilium</i> 6 sous	illis quibus pertinet ...octavum
100 sous	12 d.	R. de Peraitiis -pour le comte et le bayle de Montferrand	<i>laudimium</i> 10 sous <i>druderii</i> 3 sous 4 d. <i>vicariis</i> 20 d.	B. (fils de Pons Catalan) ...2 sous

**「*vicaria*として3デナリウスを徴収した」と記されている場合 (*vicaria*が複数形の場合もある)と、「*vicarius*の(*vicarius*の所有格)6デナリウスを徴収した」と表現されている場合がある。
druderia, *druderius*についても同様。

のである。土地の構成としては、耕地および未耕地のほかに、河岸や放牧地が挙げられている（両マンスはレズ河に近い位置に在った）。

やがてこれらの権利は、「アパナージュ」として分散していたギレム家内の財産が、1180年代に長子家系であるモンプリエ領主家に集中してゆく過程で、同領主家の権利となったようだ。1190年の一史料に於いて、ギレム八世はメルゲイユ伯レモン四世との間で、さまざまの土地や領主権に関する互いの権利の調整を行なっているが、この時問題の三マンスに対する権利を全て伯に返還している³⁵。次いで1191年に同伯は、これらのうち Boutonnet のマンスを有力ブルジョア家系である Adalguier 家の三兄弟に対して、宿泊税の奉仕を条件に与えている³⁶（現実には三兄弟の父 Guilhem Adalguier が保有していた権利の確認および譲渡である）。文書中にこの三兄弟が以後同マンスに対して有する諸権利の列挙がみられる。

—*‘hominibus et feminis, campis, vineis, quartis, usaticis, dominiis, consiliis, firmanciis, justiciis, mudis, toltis, quistis, alberguis, explectis, dominiis et dominationibus, pignoribus, dominicaturis ...’*.

土地の構成はここでは耕地とブドウ畑が挙げられているにすぎない。三兄弟はむろんレンテ保有者であって、マンス保有農ではないが、彼等によって同伯に対して負担される *acapte* や毎年の宿泊税が非常に多額に上ることからして（それぞれ5,000ソリドゥス、騎士100名分³⁷）、極めて大規模なマンスが問題になっていることが判る。さて、三兄弟がこの時取得した種々の領主権のなかには譲渡税（*consiliis, mudis*）も含まれていた。マンス保有農（たち）は譲渡税を支払うことによって、自由にマンスを譲渡することができたのであろう。しかしさらに彼（等）は、マンスの全体あるいは一部を他の者に「封」もしくはサンス地として「又貸し」していたことは、同マンスの都市に非常に近い地理的位置からして当然予想されるところであるが、この点は当該文書からは明らかにはならない。

さて上記文書から4年ののち、メルゲイユ伯レモン五世はモンプリエの

ブルジョアである Raimond Lambert に対し、同じマンズの上級領主権を騎士 5 名分の宿泊税の供出（要求された年のみ）を条件に譲渡している³⁸。条件は理屈の上では極めてはっきりとしていた。Raimond Lambert は以後 Adalguier 家の三兄弟から騎士 100 名分の宿泊税を徴収することになったのである。しかしながら、こうして生じた諸権利の錯綜ゆえに、のちに関係者の間で多くの係争が引き起こされることになる。

一世紀以上を経て 14 世紀初め、当時メルゲイユ伯権の所有者となっていたマグロヌ司教 Pierre de Mirepoix は、Boutonnet のマンズに関して Adalguier 家の権利の遠い継承者であったモンプリエの法律家 Jean Marc と争うところとなったが、両当事者は 1307 年 5 月 7 日に和解に達した³⁹。

司教側の主張から判断すれば、この係争の主たる原因は、同マンズに関して Raimond Lambert の権利の遠い継承者であった Bernard de St-Just が、彼の有する権利を司教の承認をとらずにモンプリエの商人 Raimond de Conques に売却したことであつたらしい。そしてこの Raimond de Conques が、同マンズについての司教の上級領主権を認めることを拒否したのである。そこで司教は Raimond の権利を没収し、直接 Jean Marc に騎士 100 名分の宿泊税を要求したという。

両当事者の合意は次のようなものであつた。Jean Marc から要求されるべき宿泊税は騎士 5 名分、もしくは 10 ソリドゥスに減額される。同マンズは以後マグロヌ教会からの間接の「封」ではなく、直接の「封」として保有されることとする。

それにもかかわらず、結局 1309 年には、司教と Raimond de Conques は和解し、互いに旧来の保有条件を確認しあっている。そのうえで、Raimond は司教に対して Jean Marc が同マンズゆえに支払うべき騎士 100 名分の宿泊税を「封」として保有していること、その証として騎士 5 名分の宿泊税を供出することを承認し、誠実誓約とオマージュを行っているのである⁴⁰。

ところで、上記係争の過程で司教は、1307年の文書中ただ一箇所だけであるが、その対象である Boutonnet のマンスを次のような言葉を加えて表現しているが、それは当時に於ける同マンスの性格を図らずして明らかにするものであろう。すなわち、「Boutonnet のマンスもしくは領域 (*mansus sive territorium*)⁴¹」という表現である。そして、後段に於いてその「領域」が「一方の側はモンプリエからモンフェリエに向かう街道と、他方の側はユダヤ人たちの墓地から聖コム教会へ行く道に接している」という形で示されている⁴²。今日の地図上に定まった領域として描くことは難しいが、ともかく領域性を有するマンスであったことは理解できよう⁴³。そして、次のような保有条件が確認されている。すなわち、Jean Marc は、‘*dominium, consilium et laudimium, usaticum sive census parvus vel magnus*’を自らに留保しつつ、同マンスに属する物件および所有地を封として、あるいは永代小作地ないし *acapte* 徴収を伴うサンス地として他の者に授与することができる。Jean Marc ないしその後継者が同マンス全体を何らの権利の留保なく譲渡するような場合にのみ、司教は譲渡税を得ることができるというのである。したがって、14世紀の初めには、Boutonnet のマンスはもはや農業経営の単位としての機能を欠いた「領域」にすぎなかったのだ。それは多くの「封」やサンス地に分割され、そのそれぞれが異なった個人によって保有されていたのであろう。

次に Malestar のマンスについて。1191年に領主 Rostaing d’Assas は、同マンス居住の、四名の *mansuarii* およびその他の *parrionarii* との係争を、上級領主であるメルゲイユ伯の法廷に持ち込んでいる⁴⁴。‘*mansuarii*’ および ‘*parrionarii*’ とは何か。細かな史料分析は後に回すとして、結論を先取りして示すならば、‘*parrionarii*’ はマンス保有農、‘*mansuarii*’ はマンス保有農全体の代表者である。

まず係争の内容から始めよう。係争は同マンスに対する各当事者相互の権利に関わっていた。下された判決は次のようなものであった。マンスの領

主である Rostaing d'Assas は賦課租徴収の業務を担う *mansuarii* のための報酬を控除したうえで、小麦の四分の一を徴収してよいが、野菜のそれは徴収できない。さらに彼は、四名のブドウ収穫人の賃金として 1 *saumata*⁴⁵ のブドウの実を控除したうえで、ブドウ酒の八分の一を受け取ることができる。この八分の一以外に、*mansuarii* は領主 Rostaing d'Assas のために、「保護税 *garde*」としてある分量のブドウの実を徴収しなければならなかった。すなわち、全ての古いブドウ畑については 30 *saumata* のブドウの実、*mansuarii* によりコンプラン契約のもとに譲渡された全てのブドウ畑については 20 *saumata*、彼等が今後植樹するブドウ畑については *quartariata*⁴⁶ 毎に 1 *banasta*⁴⁷、しかし彼等がサンス地として、あるいはコンプラン契約のもとに他の者にそれらを譲渡する場合には、2 *quartariata* 毎に 1 *banasta* である。

こうした判決自体や審理に於ける議論から、同マンズに含まれる土地の構成を推測することができよう。既耕地としては耕地、菜園（野菜畑）、ブドウ畑が含まれているが、特にブドウ畑の比重が高い印象がある。それには古くからのブドウ畑とともに、*mansuarii* がコンプラン契約のもとに譲渡して新しく作られたブドウ畑が存在し、さらに将来に於いて彼等自身が開墾するか、やはりサンス付きの契約やコンプラン契約によって土地を他の者に譲渡することによって作り出される可能性が述べられている。こうした新しいブドウ畑は放牧地、森林、ガリーグに形成されるという。したがって同マンズは都市郊外に中心部を有するとしても（レズ河近く、カステルノの対岸辺りか⁴⁸）、その領域はより北部のガリーグ地帯にまで延びていたことが判る。

さて、問題の文書に於いて興味深いのは、マンズの領主に相對する当事者として四名の *mansuarii* および *parrionarii* が登場している点である。文書の冒頭部分に於いて、次のような形で現れる。

—*Guillelmum Desiderium et P. de Botoneto, et P. de Mejano, et G. de Valleta, et alios parrionarios mansi de Malestar*'.

ここに挙げられている四名⁴⁹が、後段では‘*predicti mansuarii*’と呼ばれているのである。したがって、*mansuarii* は *parrionarii* の一員でもあると考えることができる。“*parrionarii*” は言葉の意味から言えば「平等な権利を有する者たち」であると考えられ、つまりは「マンス保有農たち」のことであろう。そして四名の *mansuarii* はより多くのマンス保有農の一部を形成していたのである。実際、上にみたように、彼等自身がマンス内で新たなブドウ畑を作る可能性が示唆されている。とはいえ、他の *parrionarii* とはある点で区別される存在であったようだ。彼等は保有農全体の代表であったのである。そのような立場ゆえに、彼等だけが訴訟の経過中に領主に相對する当事者として実際に行動していたのだ。しかし他方で、彼等は領主権に基づく賦課租徴収を任されていたのであり、上記引用文にみられるような職務の報酬を受け取っていた。この点は彼等の官吏としての側面を示していると言えよう。Malestar のマンスもかなり大きな規模を示しており、四名の *mansuarii* の存在からしても単なる農民一家族の経営単位であるとは思えない。一マンス内に複数の農民家族が居住しており、サンス付保有やコンプラン契約による個別経営が含み込まれていたのである。

この *mansuarii* はギレム家所有のマンスに於いても存在を確認することができる。1143年のものと推定される一文書に於いて、モンプリエ領主家の *Ermessens* とその息子ギレム六世は彼等の魂の救済を求めて、*Petrus Daunati* のマンスのうちに含まれていた一片の土地を聖ラザール癩病院に贈与している。この土地の切り取りの補償として、彼等は同マンスの *mansuarii* とその後継者のために、毎年の賦課租として負担すべき16ソリドゥスのうち2ソリドゥスだけを免除したのである⁵⁰。このマンスのように人名によって指示されるものは、通常ならば地理的な位置を比定し難いのであるが、切り取られた土地がその隣接物によって境界を明示されており⁵¹、それが都市北東の郊外に在る今日の聖ラザール墓地辺りであることが判っているので⁵²、マンス自体もこの周辺に存在していたことが推測される。

つまり、やはり都市近郊のマンズであったのであろう。*Petrus Daunati* と *mansuarii* との関係はこの文書からは明らかにならない。しかしいずれにせよ、上記の *mansuarii* 概念と矛盾する要素は見当たらないのである。

次に都市近郊のマンズでマグロヌ司教が領主権を有するものも知られている。多くの情報を残しているのは、Béjargues のマンズである。このマンズは正確に地理的位置を比定できないが、都市の南西の集落サン・ジャン・ドウ・ヴェダ近傍の le Terral (のちに司教の城館が建てられる場所) 辺りにあったものと推測される⁵³。

1195年に、マグロヌ司教ギレム・レモンは Pierre および Bernard de Béjargues という兄弟に対して、彼等とその祖先が司教より保有してきた Béjargues のマンズに対する相互の権利を確認している⁵⁴。彼等はマンズ保有農として司教に非常に多岐にわたる賦課租を負ってきたのであるが(騎士16名分の宿泊税, 4 setiers の大麦, 全ての耕地につき四分の一税, 全てのブドウ畑につき八分の一税ないし四分の一税, あるいはは保護税 *garde*, 慣習税として8 setiers の小麦, 16 setiers のブドウ酒, 豚1匹, 羊1匹, 子羊2匹), 司教は当時に於ける「戦争の切迫ゆえに⁵⁵」それを簡素化しつつ軽減して、良質の大麦40 setiers の供出のみに限っている。同時に、彼等がこのマンズに含まれる土地 *honores* を他の者にサンス地として譲渡することを許容しているのである。そのような場合には、司教自身は譲渡税とともに、1 *carteriata* [=*quartariata*] の土地につき1デナリウスの慣習税ならびに支配権 *dominium* を自らに留保することとされている⁵⁶。件の二兄弟はマンズ保有農であったのであろうが、同時に「又貸し」によってレント保有者への方向に踏み出し、その傾向を強めていった。しかし、下方への個別的な土地保有関係の進展に対して、上級領主である司教が譲渡税や慣習税等の徴収を通じて領主支配を維持している点に、当該マンズの特徴がある。

同じく司教領に属するマンズであるが、都市のより南方に広がる平野部に分散する多くの土地片を集積した、散在的構造を有する幾つかのマンズ

が存在していた。*Cart. de Mag.* に収録されている日付のない長大な一文書は、Raimond de Torrenes なる人物がマグロヌ司教から保有する封について書き留めている⁵⁷。この封は 3 マンス、2 apendaries, そして 2 つの封から構成されていた。最後の 2 つの封は、同 Raimond によって他の小領主に授封された幾つかの土地とさまざまの権利からなる全体を表していた。したがってこの人物は有力な土地領主であったと考えられる。3 マンスと 2 apendaries が我々の関心事であるが、それぞれに含まれる土地片の種別と数を示すならば、次のようになる。

—*Johannes Albarici, Poncius Gariberni, Bernardus Salamonis* のマンス⁵⁸

3 つの地区に在る耕圃 *campi*⁵⁹

2 つの地区に在る耕地 *terrae*⁵⁹

—*Petrus Bastardi* のマンス

3 つの地区に在るブドウ畑

18名の人物もしくは人々のグループによって保有された土地ないしブドウ畑

—*Guillelmus Martini, Poncius Martini* (兄弟) のマンス

12 片の耕地

5 片のブドウ畑

—*Johannes Albarici, Bernardus Salamonis (ou Salomonis)* の apendarie

7 片の耕地

4 つの地区に在るブドウ畑

—*Stephanus Gontardi de Chauleto* の apendarie

2 片の耕地

1 片の草地

4 片のブドウ畑

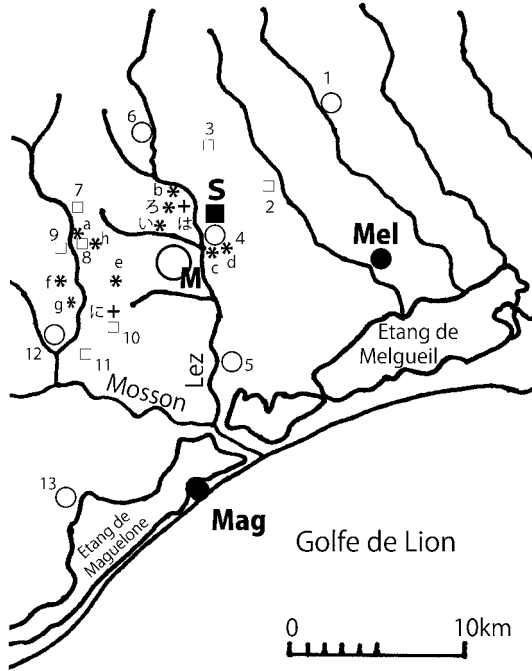
いずれも土地片 (稀に土地群) を一つ一つ隣接物を示しつつ列挙している

のである。隣接物の大部分が個人の土地であるので、今日の地図の上を示すことは不可能であるが、同一のマンズ、あるいは *apendarie* に含まれている土地が一続きの領域を成していないこと、それにもかかわらず、同じ隣接物が頻繁に現れるので、散在する土地片は近傍に位置していることは推測できる。特に最後の *apendarie* については、「他の場所に於いて (*in alio loco* あるいは *alibi*)」という表現に先立たれて各土地片が示されているので散在性は明らかであるが(この点は3番目のマンズについても同様である)、それでも全ての構成物は *Chaulet* と呼ばれるヴィラの領域にあり、同ヴィラに属することが確認される。

各マンズ、あるいは *apendarie* がその隣接物同様、地区名ではなく保有者の名前によって示されており、また構成物件として土地だけが問題にされているので、中心施設の地理的位置を定めることはできない。また土地の分布地域にしても、文書に現れる個人の土地はもちろんのこと、地名も大部分は現在地に比定できないため、正確に描くことはできないのである。しかし地名のなかには、稀におおよそにせよ比定が可能なものもある。上記の *Chaulet* はモンプリエ南の郊外に位置し、今日の街路名 (*Cholet*) にその名を留めている⁶⁰。また隣接物に関わって現れるヨハネ騎士修道会支部もそれに近い地区に存在していたことが判っている。同じく、*L'Andissargues* 河、*Centrayrargues*、*Puech Rodier*、*Cocon* についておおよその地理的位置を推測することができるが、いずれもモンプリエの南郊からラットの領域に広がる平野部に位置しているのである。

さて、上述のような散在性と多様性をみる時、これらのマンズないし *apendaries* が領主によって地代徴収の簡素化のために多数の個別的保有地を再編成して作られたものであって、初めから保有農による単一の農業経営単位ではなかったという可能性も排除できない。つまり個別的保有地が最初にあって、それを纏め上げてマンズないし *apendaries* を構成したのではないかという推測すらしてみたくなるのである⁶¹。その点はともかくとして、

地図2：都市モンブリエ近郊のマンズ（12世紀後半～13世紀初頭）



M : Montpellier Mag : Maguelone Mel : Melgueil (Mauguio) S : Substation

○ カストゥルム (防備村落)

□ 小村, 小集落, 小規模な集住地

1. Castries 2. Le Crès 3. Jacou 4. Castelnau 5. Lattes 6. Montferrier
 7. Grabels 8. Celleneuve 9. Juvignac 10. Le Terral 11. St-Jean-de-Védas
 12. Lavérune 13. Mireval

* マンス (現在地との比定が可能な場合)

+ マンス (おおよその地理的位置が推測できる場合)

- a. La Paillade b. La Valette c. Jausserand d. Pomessargues e. Figuerolles
 f. Château de Fourques g. Mas de Biar h. La Piscine
 い Boutonnet ろ L'Aiguelongue は Malestar に Bèjargues

[G. Fabre et T. Lochard, *Montpellier, la ville médiévale*, Paris, 1992, p. 28のC. Duhamel-Amadoによる地図: Patrimoine foncier des Guillaume et premier réseau de solidarités (970-1070) の一部分を下敷きとして利用した]

これらの地代徴収のための単位が農業経営単位としては意味をなさず、構造上個別的保有地に分割され経営されていたのであろうことは疑う余地はないのである。

最後に、当該文書の年代について一言しておきたい。文書には日付はなく、また年代を予想させる人物や事柄も殆んどみられない。*Cart. de Mag.*の編纂者は、ただヨハネ騎士修道会支部が現れることだけから（その史料初出は1146年である⁶²）、文書をマグロヌ司教レモン一世の在位期間（1129年—1161年）に分類している。しかしそれならば、12世紀あるいはそれ以降という以上の年代範囲の限定は不可能であろう。

注

- 1 以下の拙稿に於いて、*LIM*に収録された多数の台帳系史料全体の整理を試みている。「モンプリエ領主ギレム家のサンス台帳および宿泊税台帳—南フランス領主制研究のために—」(1) (2) (3), 『愛知大学経済論集』第185号—第187号 (2011年)。
- 2 *LIM*, n^{os} CCLXXXVI~CCXCVI.
- 3 *LIM*, n^{os} CCLXXXVI, CCLXXXVII, CCLXXXVIII, CCXC, CCXCV, CCXCVI.
- 4 *LIM*, n^{os} CCLXXXIX, CCXCI, CCXCII, CCXCIII.
- 5 *LIM*, n^o CCXCIV.
- 6 *LIM*, n^{os} CCLIV~CCLX, CCLXV~CCLXVII, CCLXIX~CCLXXIV, CCLXXVI, CCLXXXI~CCLXXXV.
- 7 *LIM*, n^{os} CCLIV, CCLV, CCLVIII, CCLIX, CCLX, CCLXV, CCLXVI, CCLXVII, CCLXXXIII, CCLXXXIV, CCLXXXV.
- 8 *LIM*, n^{os} CCLVI, CCLVII, CCLXXXII.
- 9 *LIM*, n^{os} CCLXXII, CCLXXXI.
- 10 *LIM*, n^{os} CCLXIX, CCLXX, CCLXXI, CCLXXIII, CCLXXIV, CCLXXVI.
- 11 n^{os} CCLXIX, CCLXX, CCLXXVI.
- 12 n^{os} CCLXIX, CCLXXVI.
- 13 但し、生産物サンスが僅かに1箇所のにのみみられる。n^o CCLXXII (Camp

- Agret et du Peyrou) : ‘*Bernardus de Magalona, una auca.*’ (auca はガ
 チョウ)
- 14 LIM, n^{os} CCXLIX, CCL, CCLI, CCLII, CCLXIV, CCLXVIII, CCLXXVII,
 CCLXXVIII, CCLXXIX, CCLXXX.
- 15 LIM, n^{os} CCXLIX, CCLXVIII, CCLXXX.
- 16 LIM, n^{os} CCL, CCLI, CCLII, CCLXIV, CCLXXVII, CCLXXVIII, CCLXXIX.
- 17 地名の比定については、F.R. アムランによるエロー県の古地名辞典を参照
 した。F.R. Hamlin, *Toponymie de l’Hérault: dictionnaire topographique
 et etymologique*, nouv. éd., Millau; Montpellier, 2000.
- 18 ‘*omnes isti mansi sunt de feude Comitisse.*’ 但し、La Valette のマン
 スをめぐる伯夫人—モンプリエ領主間の封主=封臣関係および伯夫人—
 Pierre de Lavalette 間の土地保有関係が相互にどのような関係に立つの
 かは不明である。12世紀後半という同じ時期に属する事柄であるだけに
 何らかの説明が必要であろう。前者については、同マンスに於ける宿泊税
 徴収の権利だけが授封の対象になっているという仮説が成り立つかもしれ
 ない。
- 19 領主の土地がサンス地（サンシーヴ）として新たに譲渡される場合、ある
 いは相続（領主側にせよ、受け手側にせよ）や贈与・売却等によってサ
 ス地の保有関係が変更される場合に、定期的に支払われるサンス等の賦課
 租とは別に、一般に *acapte* と称される獲得のための代金が要求された。
 日本語での定訳はないが、「契約料」と訳するのが適切であろうか。
 南フランスでは「封」という用語が平民の保有地にも適用されることが
 知られているが、これがすなわち「平民封」であって、通常のサンス地と
 異ならない。*acapte* は貴族封と「平民封」のこのような近さゆえに、同
 様に貴族封にも適用されたので、必ずしもサンス地に限った慣行ではな
 い。「平民封」に於ける *acapte* ないし *racapte* について、H. Richardot,
 “Le fief roturier à Toulouse aux XII^e et XIII^e siècles”, *Revue historique
 de droit français et étranger*, 4^e série, 14 (1935), pp. 322-331, 517-521
 et passim. また以下の文献には、「封」全体に関してこの問題の簡潔なま
 とめがなされている。H. Débax, *La féodalité languedocienne, XI^e-XII^e
 siècles: serments, hommages et fiefs dans le Languedoc des Trencavel*,
 Toulouse, 2003, pp.174-176.
- 20 *Cart. de Mag.*, t.I, n^o CLIV.
- 21 *apendarie* の起源をめぐつては、本稿前出・第一章、注17を参照。
- 22 *firmançia* とは、何らかの法廷に提訴がなされ裁判が開始される時、被告

がそののち召喚に応じる保証のためにとられた担保のことをいう。換言するなら、同法廷が当該訴訟を引き受けることを確定し保証するものであったわけである。

- 23 バイイについては本稿前出・第三章, 注62参照。裁判官吏として, 都市とその周辺の少なからぬ散居地を覆う管轄区を有していた。その拡がりについては, A.-C. Germain, *Histoire de la commune ...*, *op. cit.*, t. 2, Appendice, I. Notes et éclaircissements, VIII, pp. 315-316に詳しい。
- 24 *'exceptis sanctis, clericis et militibus'*。
- 25 *'liceat tibi [=Pierre de Lavalette] et successoribus tuis hunc honorem dare ad acapte cuicumque volueritis, et retinere tibi et tuis consilium et usaticum, sine meo vel meorum successorum consilio.'*
- 26 *'si appennarii, vel alii qui modo tenant, vel in antea tenerent honorem, qui pertinet ad hanc medietatem mansi, venderent, vel impignorarent, vel aliquo alio modo alienarent, tu, Petre de Valleta, et successores tui habebitis totum consilium, et dominium, et usaticum, et laudabitis cartas vendicionis, et alienacionis, et impignoracionis'*。
- 27 史料については, 表2参照。
- 28 F.R. Hamlin, *op. cit.*, p. 273 et p. 413。
- 29 *LIM*, n^{os} CLXXIII (1196年) et CLXXX (1200年)。
- 30 12世紀にはメルゲイユ伯領は, 行政上, 南の平野部に位置するメルゲイユと北のガリーグ地帯に位置するモンフェランに分けられて統治されていた。両者の中央に割って入る格好でモンプリエ領主支配領が急速に発達したのである。伯領と領主支配領の境界についてであるが, L. シュネイデルは, 13世紀の伯行政に於いて, モンフェランがモンプリエの広大な後背地統治の極を構成していたことを指摘している。L. Schneider, "Dans l'ombre de Montpellier. ...", *op. cit.*, p. 111. 実際1132年頃, 初めて「モンフェラン伯夫人」を名乗った *Almodis* がモンプリエ領主・ギレム六世に対して行った多額の借金の抵当として, モンフェランとそれに付随する伯領の土地 *honor* を抵当に入れているが, その際の伯領の分割線として, 「Fescal 橋から *Vetula* という場所まで通ずる公道」(*LIM*, n^o LXXI), 「『巡礼の道』と呼ばれる公道, ヴイドゥール河の *Fiscali(s)* 橋から [レズ河の] カステルノ橋まで, さらにカステルノ橋から *Malevetule* の *Clap* [Bouzigues 近郊の *Le Clap*] まで」([] 内は筆者による説明) (*LIM*, n^o LXXX) と記載されている。要するに, モンプリエの北の郊外地の大部分がモンフェランに付随する伯領に含まれることになるのである。

- 31 *Cart. de Mag.*, t. III, n° DCCXXVII (1273年) . この年に、モンプリエ領主としてのアラゴン王・ハイメ一世とメルゲイユ伯権を所有するマグロヌ司教 Bérenger Frédol とが互いの支配権の境界を定め、さまざまの権利を確認し合っているのであるが、後者の所有ながらモンプリエ近郊にあるヴィラやマンスを列記して、前者の裁判管轄権を認めるくだりがある。そこに、Olivo のマンスが登場するのである。
- 32 前注18参照。本文中以下に検討される同マンスをめぐる土地保有関係との関わりは、La Valette のマンスの場合と同様不明である。
- 33 表2にみるように、伯は譲渡税 (*consilium, laudimium*) に加えて、さまざまな名称の「慣習的権利」(*vicaria, arendaria, druderia*) を彼自身あるいは彼の官吏のもとに留保している。この「慣習的権利」に関して詳細は分らないが、受領者として *vicarii* や *druderii* と称される伯の官吏が文書中にみえる。
- 34 *LIM*, n° LXXXVI.
- 35 *LIM*, n° LXXXVII.
- 36 *Cart. de Mag.*, t.I, n° CCIII.
- 37 宿泊税として騎士100名分を(馬のための) カラス麦と翌日の朝食を含めて供出するように規定されている。したがって、12世紀末葉になお実際の宿泊が行われた可能性もあるのだが、三兄弟がモンプリエに於けるこの宿泊受け入れを望まぬ時には、200ソリドゥスでの金納に切り替えてよいとされている。しかし、伯側がメルゲイユでその代納金を受け取ることを望むならば、金額は100ソリドゥスでよいという。
- 38 *Cart. de Mag.*, t.III, n° MCCIII. 文書中に Raimond Lambert 側からの *acapte* 供出の記述はないので、一時的な金銭を得るための行為ではないようである。むしろ授封に近いのであろう。伯は要求する年に僅かの宿泊税の供出させることによって当該マンスとの繋がりを保ちつつ、Raimond Lambert からの何らかの奉仕に報いたか、あるいはそれを将来期待したかであろう。実際、少し後に検討する14世紀初頭の史料では、同じ Boutonnet のマンスの保有関係を示すのに「封」という用語が用いられている。
- 39 *Cart. de Mag.*, t.IV, n° MCCXXI.
- 40 *Cart. de Mag.*, t.IV, n° MCCL.
- 41 史料は前注39をみよ。
- 42 この隣接物の記述箇所は文脈が極めてとりづらく、マンスの領域内にあがるが Jean Marc 自身の所有地であるという理由で、司教からの保有物

としての同マンズから除外されている囲い地 *clausus* の領域を表現すると理解することも不可能ではない。しかし、文書の末尾近くに '*dictum mansum de Botoneto cum suis pertinentiis et quicquid habeo infra confrontationes suprascriptas*' という記述がみられ、この「上記の隣接物 (*confrontationes suprascriptas*)」に相当するのが当該箇所以外に見当たらないことから、やはりマンズ自体の領域を示すという解釈がとられるべきであろう。

- 43 「聖コーム教会」は都市の西北西の郊外にあった（Boutonnet からは西方になる）。「ユダヤ人たちの墓地」はモンプリエ側については都市の南西に接する Courreau 郊外地にあり、モンプリエ側については都市の北東にある Pila Saint-Gély 郊外地にあった。1263年に前者はヴァルマーニュ神学校建設のため立ち退かねばならなくなった。やがて囲壁内の Castel Moton 街区辺りに移設され、ユダヤ人居住地に隣接することとなる（G. Fabre et T. Lochard, *Montpellier: la ville médiévale*, *op. cit.*, p. 138.）。文書の年代が14世紀初めであることを考えるならば、後者のモンプリエ側の墓地が問題になっているのであろう。
- 44 *Cart. de Mag.*, t.I, n° CCVI.
- 45 “*saumata*” の意味については、前出・第三章、注44参照。
- 46 “*quartariata*” とは「*quartaut*（小樽＝標準樽の1/4）の分量」を指し、その量の種が播かれる土地の面積を意味する。
- 47 “*banasta*” とは、「*banne*（大型柳籠）の分量」の意である。
- 48 F.R. Hamlin, *op. cit.*, p. 227.
- 49 因みに、4名のうち2名はそれぞれこれまでに紹介してきた都市近郊のマンズ名（Boutonnet, La Valette）を家名として帯びている。単に出身地を表すだけなのか、同時に都市近郊の複数のマンズの保有農を兼ねていたのかは明らかではない。
- 50 *LIM*, n° CL.
- 51 ‘*quamdam partem terre, que est in manso Petri Daunato, que terra terminatur a septentrione cum strata publica, que ducit ad pontem de Castello novo, et ab oriente terminatur cum via que ducit ad Salzetum, et a meridie terminatur cum vineis que sunt in monte.*’
- 52 *LIM*, p. 282, n. 1の説明を参照。
- 53 *Cart. de Mag.*, t.I, n° XXV (1080-1104): ‘*honor de Terralieto sive Bejanicis*’.
- 54 *Cart. de Mag.*, t.I, n° CCXXXI.

- 55 *‘propter instanciam guerrarum’.*
- 56 *‘dum tamen retineatis ibi michi [=évêque de Maguelone] et successoribus meis consilium et dominium nostrum et unum denarium in unaquaque carteriata pro usatico’.*
- 57 *Cart. de Mag., t.I, n° CVI.*
- 58 マンスの内容の記述に直接続けて、草地、ブドウ畑、囲い地 *clausum* が同様に列記されているが、前二者（草地、ブドウ畑）の隣接物として同マンスが現れるので、これらはマンス自体には含まれないようである。
- 59 “*campus*” と “*terra*” はともに耕地を表すことが多いが、ここでの使い分けがどのようになされているのかははっきりしない。しかしともかく、前者を耕圃、後者を耕地と訳し分けておく。
- 60 F.R. Hamlin, *op. cit.*, p.104.
- 61 R. ヴィアデは12世紀カタロニア地方のマンスに関して、Vieille Catalogne では従来個別的保有地が一般的であったのに、この世紀になると急速にマンスが形成されるという事実を理解するために、個別的保有地の寄せ集めによってマンスという領主賦課の単位が形成されたのだという見解を提出している。R. Viader, “Autour d’une pratique juridique: les contrats agraires des archives capitulaires de Barcelone”, *Acta historica et archaeologica mediaevalia*, t. 16-17 (1995-1996).
- 62 *LIM*, n° CLIV.

おわりに

以上都市モンプリエとその周辺地域について、マンズの実態を年代を追ってみてきた。南フランスに於いて古代に根を持たない例外的な大都市であるモンプリエは、その発達の始原に後の都市領主家系ギレム家の祖先が取得した1マンズがあった。初発は開墾地に作り出された孤立農場という性格を有していたことが推測されるが、ギレム家はその後支配の拠点はこの地に定め城砦を建設する。やがてモンプリエの地域にはこの城砦を中心とする集村 *castrum* が形成され、さらにその動きは地の利ゆえに急速な都市化へと繋がってゆくのである。都市発達の初期には、集住地には数多くのマンズがひしめいていたようである。特に“*mansus amasatus*”と称される、集村化に伴って再編されたマンズが存在していたことが分かっている。しかしいつその都市化が進行する12世紀後半になるとこうしたマンズは速やかに消滅に向かい、土地や建物の個別的保有が一般化する。

都市近郊でも同様の事態が進むが、しかし優勢な個別的保有地と並んで、12世紀末、さらに13世紀になってもマンズと呼ばれる組織は存在し続けていたのである。それもかなり大規模なマンズが目立っている。領域性を有するもの、最後に紹介した幾つかのマンズや *apendaries* のように極度に散在的構造を有するものなどさまざまであった。とはいえ都市近郊にあっては、こうしたマンズの組織の枠内に個別的保有に基づくサンス地が入り込み、農民経営の基本的単位を形成する傾向が止め処もなく進んだ。このような場合、マンズは領主的賦課租の賦課単位という性格のみを留めることになるのである。

都市とその周辺部に於ける趨勢は確かに都市的發展と結びついた特殊性を含んでいる。しかし居住形態の変化とマンズの実態との関係を見る時、同じく集村化が進む農村部に於ける発展に一つのモデルを提供する側面を持つこ

とを強調しなければならない。当然のことながら、都市史料ははるかに豊富である。それだけに農村部に於ける発展をみる時、このモデルは大いに有効なものとなることが期待されるのである。

P. トゥベールによるイタリア・ラティウム地方の研究¹以来、地中海沿岸部を中心に中世盛期に移り変わる時期に始まる「インカステラメント」、すなわち城砦を中心とする集村化の動きが強調され、数多くの研究を生み出してきた。低地ラングドック地方の場合、「インカステラメント」の形をとった居住形態の変化は、ラティウム地方に比べれば開始時期は遅く11世紀末頃であり、かつ一般的に言って不徹底であった。またそのような動きの有無、進展の度合は、同地方内で著しい地域的偏差が認められるという。まず、平野部と内陸部に於いて、11世紀末頃から「インカステラメント」の動きの有無により居住形態の在り方が大きく分岐する²。前者では「インカステラメント」の開始により集住化傾向が強まるが、後者では従来の散居的傾向が存続し、その傾向は新たな散居地の形成によって一層強まりさえするのである。他方平野部を見渡すと、M. ブーランの研究対象であったベジエ地方では最も「インカステラメント」は徹底し、集住化は最大限の進展をみせるが、そこから東に向かうほど「インカステラメント」の衝撃は穏やかとなり、集住化は散居地や散居集落を数多く残しつつ進展する。13世紀になると、ベジエ地方ではカストゥルム（防備村落）網によって農村空間が組織化されるにいたっている。カストゥルムの領域は必ず他のカストゥルムの領域に接し区切られており、それぞれの領域内には散居的居住地は残るものの自立的集落は存在しない。そのためカストゥルムの密度は高く、最寄りのカストゥルム同士の距離はせいぜい3～4kmくらいしかない。しかしベジエ地方を離れて東に向かうと、カストゥルム網ははるかに目が粗くなる。たとえばモンプリエの東方モギオ³～カストリイ間は6km、さらに東に向かってカストリイ～リュネル間は12km、リュネル～ソミエール間は12kmである⁴。モギオを例にカストゥルム周辺の居住形態を示すならば、中心をなす

カストゥルムの半径 2 km 以内には目立った集住地は存在しない。半径 2.5 ~ 4 km の範囲には幾つかの小集落 *écarts* が存在するが、これらは聖堂区の中心であるか、そうでなくとも小共同体の中心となっている。さらには半径 4.5km を越えると囲壁を持たない村落が現れるのである⁵。

本稿の対象としたモンプリエ地方も、大商業都市の人口吸引力という特殊事情はあるものの、低地ラングドック地方東部の上記傾向を帯びていたと言える。都市発達にも関わらず、周辺には数多くの散居地、小集落が存続した。マンズの存続はそのような残存した散居的傾向を最も端的に表現する現象であったのである。

注

- 1 P. Toubert, *op. cit.*
- 2 E. Magnou-Nortier, *La société laïque ...*, *op. cit.*, pp. 150-151 et 539-540; M. Bourin-Derruau, *Villages médiévaux ...*, *op. cit.*, t. 1, pp. 74-76 et 111-115; A. Durand, *Les paysages ...*, *op. cit.*, pp. 108-110 et 117-121.
- 3 モギオはかつての伯座所在地メルグアイユの現在名。
- 4 L. Schneider, *Monastères, villages et peuplement en Languedoc central: les exemples d'Aniane et de Gellone (VIII^{ème}-XII^{ème} siècles)*, doctorat nouveau régime, Université de Provence-Centre d'Aix, 1996, pp. 138-141.
- 5 A. Parodi, *La plaine du Languedoc oriental du haut Moyen Age (IV^e-XI^e s.): textes et archéologie de l'espace rural*, doctorat nouveau régime, Université Paris I-Panthéon-Sorbonne, 1992, pp. 646-647.

